

議事確認書

薬害肝炎全国原告団・弁護団と厚生労働省は、平成20年1月15日付け基本合意書4(4)に基づき、厚生労働大臣出席の下での定期協議を、令和3年7月29日14時00分から15時05分まで開催し、以下の点を確認した。

当日の協議において厚生労働大臣は、平成20年の基本合意やその後の検証委員会の報告書に沿って被害者の救済や恒久対策、再発防止に取り組んできたところであり、改めて、命の尊さを再認識し、医薬品による健康被害の再発防止に最善かつ最大の努力を行うことを誓うと表明した。

1 乾燥人フィブリノゲン製剤の後天性疾患への適応拡大について

原告団・弁護団から、乾燥人フィブリノゲン製剤については、過去に臨床現場での安易な使用が薬害肝炎を引き起こしたことにもかんがみ、その適応拡大には基本的に賛成することはできず、未承認薬・適応外薬検討会議において公知申請が可とされた場合でも、厚生労働省として、ほかの医薬品と同様に、承認の可否を厳しく審査するよう要請があった。

これに対して、厚生労働大臣から、適正使用のためのガイドラインの策定を学会に依頼するなど、医療現場での適切な使用のために努力したいとの回答がなされた。この回答を受けて、原告団・弁護団から、仮に承認するとしても使用基準については、厚生労働省において責任をもって策定することについて要請がなされた。厚生労働大臣からは、原告団・弁護団の意見も聴きながら、安易な使用を防止するために対応していく旨の回答がなされた。

2 薬害研究資料館について

原告団・弁護団から、昨年度の定期協議で薬害資料の収集・整理にルール作りが必要との大臣からの発言があったものの、いまだ目途は立っておらず、薬害資料が散逸の危機にあることから、その収集を急ぐべきとの発言がなされた。

これに対して、厚生労働大臣から、薬害資料については、その全体像の十分な把握に加え、権利の帰属などに関わるルール作りが不可欠であり、薬害資料の管理等に対する考え方は、被害者団体によっても差異があることから、被害者団体の意見も聴きながら、薬害資料の収集・保存・整理を進めていく旨の回答があった。

この回答を受けて、原告団・弁護団から、ルール作りも含めて早期に対応していくという方向性について厚生労働大臣へ確認がなされた。厚生労働大臣からは、必要な調整を図ることを前提としつつ、できる限り早期に対応する旨の回答がなされた。

3 ウィルス性肝炎を含む感染症患者に対する偏見・差別について

原告団・弁護団から、ウィルス性肝炎を含む感染症による偏見・差別を解消するために、人権教育の場において正しい知識の普及だけでなく、国民全体に患者やその家族の人権を尊重する心を育む教育が必要であり、このことについて厚生労働大臣の認識を明

らかにするよう発言がなされた。

これに対して、厚生労働大臣から、正しい知識の普及と同時に、感染症患者に偏見や差別をもって接することがいかに恐ろしいことか国民に分かってもらえるようしっかりと対応していく旨の発言がなされた。

厚生労働大臣からの当該発言も踏まえ、大臣官房審議官（健康、生活衛生、アルコール健康障害対策担当）から、肝炎対策基本指針の見直しに当たっては、正しい知識の普及に加えて、感染症患者に対してどのようにふるまうべきか、といった普及啓発も重要であるという観点も含めて議論していきたい旨の発言がなされた。この回答を受けて、原告団・弁護団から、感染症に関する人権教育の推進に関して文部科学省及び法務省と連携していくよう要請がなされた。厚生労働大臣から可能な形で連携を行っていく旨の回答がなされた。

最後に、原告団・弁護団から、差別・偏見の解消に向けた作業部会の設置の要望がなされ、厚生労働大臣からは、回答について検討する旨の発言があり、大臣官房審議官（健康、生活衛生、アルコール健康障害対策担当）から、原告団・弁護団との意見交換の場については様々な場を設けており、引き続き、様々な場で意見交換しながら取り組む旨の回答がなされた。

4 診療録等の未調査医療機関の解消等について

原告団・弁護団から、医療機関の廃止により、保存されていた診療録が失われてしまうことを防ぐため、医療機関のカルテ調査を速やかに完了できるよう、厚生労働大臣から職員に対して強く指示を行うよう確約されたい旨の要請があった。

これに対して、厚生労働大臣から、医療機関への働きかけは一定の成果を挙げているところであるが、令和4年1月の告知期限までもう日にちがないので、コロナ禍による制約はありつつも、場合によってはこちらから出向いて調べることを含め、よりスピード感を持って進めていきたい旨の回答がなされた。

加えて、原告団・弁護団から、廃止医療機関については、来年度以降も診療録の確認作業を継続すること、廃止医療機関からの申告によるだけでなく行政から積極的に働きかけていくよう要請がなされたことを受け、厚生労働大臣から、方法も含めて検討したい旨の回答がなされた。

そして、原告団・弁護団から、存続医療機関での診療録の確認作業について、令和4年1月の告知期限、令和5年1月の請求期限の到来を見据え、どのように対応していくのかと発言があり、厚生労働大臣から、個別医療機関については具体的に調べて対応を考え、期限内に作業が完了できるよう最大限の努力を行う旨発言があった。

なお、原告団・弁護団からは、仮に、告知作業が期限内に完了しなかった場合は、請求期限を再度延長するために内閣提出法案による改正を視野に入れることについても要望がなされたが、厚生労働大臣からは、C型肝炎特措法が議員立法であることを踏まえ、内閣提出法案による改正は困難であるとの回答がなされた。

5 非特定製剤の調査・救済について

原告団・弁護団から、平成26年度に原告団・弁護団が提示した非特定製剤による感染が疑われる2症例の調査について、依然として対応がなされておらず、調査はいつ行われるのか明らかにするよう要請された。これに対して、厚生労働大臣から、経緯を確

認した上で、追って連絡し、必要な情報をいただいた上で、調査を行いたい旨の回答がなされた。

さらに、原告団・弁護団から、2症例以外についてもきちんと調査するよう要請がなされ、厚生労働大臣からは、いずれにしても行き違いがあり、今回の2症例について必要な情報をいただいた上で、確認の上可能であるなら、再度、調査を行いたい旨の回答がなされた。

令和3年11月26日

厚生労働省健康局長

佐原 康之



厚生労働省医薬・生活衛生局長

鎌田 光明



薬害肝炎全国原告団

代表 浅倉 美津子



薬害肝炎全国弁護団

代表

弁護士 鈴木 利廣

